

2022.2.28 青木敦子

第1 罾について

案文の第2章1(3)、第9章3(1)⑤には、捕獲ありきで罾を用いることに反対です。以下、理由を述べます。

1 錯誤捕獲の危険性

兵庫県には希少な野生動物も多く、これを保護することは、SDGsのうち目標15「陸の豊かさを守ろう」のターゲットに該当します。

「15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。」

「15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。」

他方、くくり罾は特に錯誤捕獲の危険性が高いものであり、錯誤捕獲は希少な野生動物の殺傷と同義であるため、上記SDGsの観点からも可能な限り避けるべきです。

2 アニマルウェルフェアの観点

捕獲ありきの姿勢は、動物福祉という観点（[動物福祉 - OIE - 世界動物衛生機構](#)）が抜けています。たしかに、野生動物自体は人間が直接管理する動物ではありませんが、頭数調整という「管理」捕獲をする以上、動物福祉の原則が該当する場面です。

また、やむをえない捕獲を行う場合にあっては、対象の野生動物が感じる苦痛は最小限にすべきであることから苦しむ時間の長い罾を使用すること自体も問題があります。

3 殺処分従事者のメンタルヘルス

多くの自治体がアニマルウェルフェアを考慮して捕獲した動物を安楽死させることとしておりますが、いずれにしても殺すことには変わりなく、殺処分従事者へのメンタルヘルスへの配慮も必要です。そのため、殺す数が少ないに越したことはないため、捕獲ありきの計画を見直す必要がございます。

第2 狩猟の促進について

案文の第9章3(1)④及び(3)には、捕獲ありきで安易な狩猟の促進であり反対です。

特に、県立総合射撃場（仮称）を整備については森林を切り開いてまで設立する必要性に乏しく、税金の無駄遣いであり、強く反対します。以下、詳述します。

1 関係法令の目的に違背する

動物愛護法の趣旨に鑑みれば、捕獲は止むに止まれぬ最終手段としてとらえるべきです。したがって、捕獲ありきで進めることは関係法令の目的に違背します。

また、捕獲は場当たりの解決に過ぎず、根本的な解決になりません。

2 ハンターの質の問題

現在現役で高齢のハンターは、自己や家族、土地を守る、ということが動機が大部分と思われます。だからこそ、必要最小限の殺傷で済んでいる可能性もあります。

他方、環境省が推進しているファッション的なハンターは、野生動物の被害に遭っている者ではなく、スポーツやレジャーの一種として狩猟をしている者がメインです。そのため、規範意識の鈍麻するのではないかという危惧がございします。参照) 猟銃による立てこもり事件の発生からすれば、銃の危険性の大きさは論を待たないところです。[埼玉立てこもり1カ月 許可銃の弾、識者「保管再考を」：日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)

そもそも害獣を片っ端から捕獲するには、かなりの数のハンターが必要になるため、結果的に銃を持つ人口が増え、そしてハンターの質もかつての質が保てず、銃社会の危険ばかりが残ります。さらに、他の愛護動物への誤射の危険も増大します。

また、米国では子供による誤作動で死亡事故も多いですが、このような事態が日本においても発生する危険性があります。

ニホンジカもかつては国の政策で保護され、結果増えていったという経緯がございします。同じく、むやみにハンターを増やすと得るものより失うものが多くなるのではないかと、すなわち、ハンターを無理に増やすことで、ハンターの質に目を瞑り、質の低下を招く恐れがございします。

3 ハンターの減少の問題

残念ながら自身の家族や土地を守るという地元民によるハンターの数は、少子高齢化で減少の一途をたどっています。そうだとすれば、やはり捕獲以外の方法を中心にするべき時機に来ております。

第3 鉛玉使用の禁止

案文第2章1(5)には反対です。止むに止まれず捕獲をする場合でも、錯誤捕獲に繋がる予防的な捕獲や鉛玉を使用した捕獲は、以前から危険性を指摘されてきました。生息地域に規制を希少動物の生息域に限定する合理性は無く、県内全域で速やかに禁止すべきです。[環境省_エゾシカ猟における鉛散弾の使用禁止について \(env.go.jp\)](#)

第4 代替案

1 ドローン等の使用 兵庫県内の業者 HP

[ドローンを使った新しいビジネス、害獣対策って一体どうやるの？ | 株式会社旭テクノロジー \(ATCL\) ドローン事業 \(atcl-dsj.com\)](#)

2022.2.28 青木敦子

2 電気柵の強化

[kogatakakoiwana-7.pdf \(maff.go.jp\)](#)

3 嫌いな植物を植える等

ニホンジカの食害による森林被害の実態と防除技術の開発

小山泰弘・岡田充弘・山内仁人

[iku-24-1.pdf \(nagano.lg.jp\)](#)

特集「シカの食害から考える緑化斜面における植生管理のあり方」
生態系保全とニホンジカによる食害への対応からみた地域性種苗緑化の優位性
中島敦司* 和歌山大学システム工学部

[ja \(jst.go.jp\)](#)

4 大分県の例 動物園 自然公園にして生息させる 観光資源にする
人と野生動物のエリアをゾーニングする

[高崎山自然動物園 \(takasakiyama.jp\)](#)

第5 結語

行政の皆さまにおかれましては、日々有害鳥獣の対策に尽力されておられることと存じます。ですが、これまでの捕獲ありきの対策ではなく、真に住民が安心して暮らせるよう、人手不足をカバーできる方法についてもぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上